

伊万里市公告第50号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により農業振興地域整備計画を変更するので、同法第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて縦覧に供する。

なお、伊万里市の住民は、下記に示す縦覧期間満了の日までに、当該農業振興地域整備計画の変更案についての意見書を農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により、伊万里市に提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうちの農用地利用計画変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第11条第3項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に伊万里市に申し出ることができる。

令和8年7月24日

伊万里市長 深浦 弘信



1 縦覧期間

自 令和8年7月27日（月）

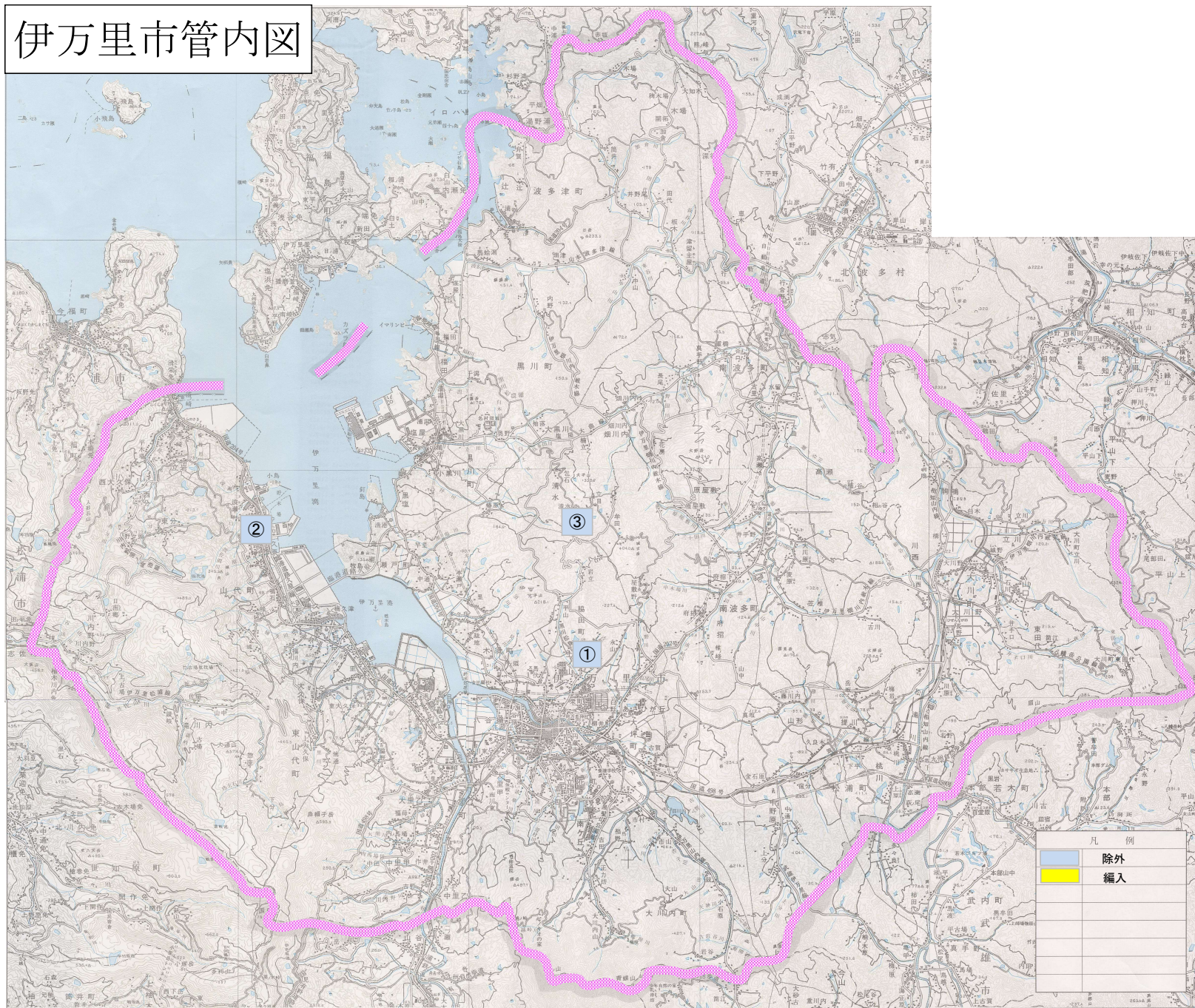
至 令和8年8月25日（火）

2 縦覧場所

伊万里市役所農業振興課 伊万里市立花町1355番地1

伊万里市ホームページ

伊万里市管内図



ウ. 変更総括調書

(ア) 農用地区域から除外する農地

	1	2	3				
変更事由	駐車場、資材置場 として使用するため	系統用蓄電所を設置するため	楽天モバイル携帯電話 無線基地局建設のため				
変更場所	伊万里市 脇田町字札ノ元 1210-1	伊万里市 山代町久原字下場 2842-1	伊万里市 黒川町横野字横野 638				
変更面積(m ²)	1008.00	1,610.00 のうち730.20	646.00 のうち4.84				
備考	除外	一部除外	一部除外				

(イ) 農用地区域へ編入する農地

	1						
変更事由							
変更場所							
変更面積(m ²)							
備考	編入						

ア. 農業振興地域整備計画の変更経過

	変更決定年月日(法第12条の規定による)及び番号	備考
当初	令和7年3月25日付け伊万里市公告第15号	
第12回	令和8年7月15日付け伊万里市公告第45号	

イ. 農用地利用計画

	総面積	農 用 地						混牧林地	農業用施設用地	混牧林地以外の山林原野	その他
		農 地				採草放牧地	計				
		田	畑	樹園地	計						
農業振興地域	224,700,000.00 ^m	30,374,997.44 ^m	15,765,129.52 ^m	2,494,446.54 ^m	48,634,573.50 ^m	243,378.00 ^m	48,877,951.50 ^m	0.00 ^m	665,564.87 ^m	114,137,909.81 ^m	61,018,573.82 ^m
農用地利用計画(当初)	32,769,597.27 ^m	25,133,296.38 ^m	5,098,492.48 ^m	1,628,865.54 ^m	31,860,654.40 ^m	243,378.00 ^m	32,104,032.40 ^m	0.00 ^m	665,564.87 ^m	0.00 ^m	0.00 ^m
農用地利用計画(現在)	32,752,429.11 ^m	25,122,197.54 ^m	5,096,378.48 ^m	1,627,881.54 ^m	31,846,457.56 ^m	243,378.00 ^m	32,089,835.56 ^m	0.00 ^m	662,593.55 ^m	0.00 ^m	0.00 ^m
変更計画	-1,743.04 ^m	-1,743.04 ^m	0.00 ^m	0.00 ^m	-1,743.04 ^m	0.00 ^m	-1,743.04 ^m	0.00 ^m	0.00 ^m	0.00 ^m	0.00 ^m
変更後の農用地利用計画	32,750,686.07 ^m	25,120,454.50 ^m	5,096,378.48 ^m	1,627,881.54 ^m	31,844,714.52 ^m	243,378.00 ^m	32,088,092.52 ^m	0.00 ^m	662,593.55 ^m	0.00 ^m	0.00 ^m

番号	町名・大字	字	地番	田	畑	樹園地	農業用 施設用地	面積計
1	脇田町	札ノ元	1210番1	1,008.00				1,008.00
2	山代町久原	下場	2842番1	730.20				730.20
3	黒川町横野	横野	638番	4.84				4.84
	合計		3筆	1,743.04				1,743.04

(ア) 変更目的及び理由

が駐車場及び資材置き場とするため。

(イ) 変更する土地(除外)

町名・大字	字	地番	用途区分	生産状況	面積	農地区分	備考
脇田町	字札ノ元	1210番1	田	耕作中	1,008.00	第2種農地	
合計					1,008.00		

(ウ) 変更する土地の土地改良事業の概要、面工事施工年度

完了事業の概要(着工済のものを含む)					予定する事業		
事業の種類	着工年度	完了年度	事業受益面積	当該農用地区域 関係面積	事業の 種類	着工 年度	事業受益 面積
該当なし			ha	m ²			

※ 完了公告日は、土地改良事業の工事完了公告がされた日であり、8年経過の算定基準となる。
ただし、工事完了公告において工事完了日が記載されている場合は、その工事完了日を8年経過の算定基準とすることが可能となる。

※ 掲載する事業は、以下のとおりとする。

- ・ 面工事業(農振法施行規則第4条の3第1号のロからニ)
- ・ 農業水利事業、暗渠排水事業等(農振法施行規則第4条の3第1号のイ及びホ)
のうち事業実施中もしくは完了後8年未経過のもの

(エ) 意見等(軽微な変更で行う場合は法律上不要のため省略)

① 市の意見

農振6要件及び転用許可基準を満たしているため、やむを得ない。

② 農業委員会の意見

別紙のとおり

③ 土地改良区の意見及び処置状況

土地改良区なし

④ 農業協同組合の意見

別紙のとおり

⑤ 農振除外6要件の検討

別紙のとおり

⑥ その他

特になし

(オ) 多面的機能支払交付金の実施の有無

無

(カ) 中山間地域等直接支払交付金の実施の有無

無

(キ) 上記、(オ)、(カ)の他、国・県から補助金交付を受けた受益地(処分制限期間中)の該当の有無

無

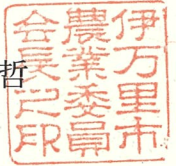
【有の場合】

(事業名: 事業 実施年度 年度)

伊 農 委 第 2 1 号
令 和 8 年 5 月 8 日

伊万里市長 深浦弘信 様

伊万里市農業委員会
会 長 西 山 哲



「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」
に対する意見について（回答）

令和8年4月21日付け伊農振第49号で照会がありました標記の件について、別紙のとおり回答します。



「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」及び「地域計画の変更」に対する意見
について(回答)

伊万里市農業委員会

申 請 者	
申請地	脇田町字札ノ元1210番1
申請地の状況	申請地は 脇田町 に位置している。
変 更 目 的	駐車場及び資材置場
申 請 内 容	農振除外及び地域計画からの除外
農地区分について	申請地は、農地区分要件「第2の1の(1)のアの(ア)市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当する農地である。 農用地区域から除外された場合、特定土地改良事業等の施行に係る区域内ではなく、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内でもないため、農地区分要件「第2の1の(1)のカの(ア)中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当する第2種農地である。
転用許可の見込みについて	転用の目的は駐車場及び資材置場であり、周辺の農地等に係る営農条件への支障がないと判断できれば、第2種農地の許可基準「第2の1の(1)のカの(イ)周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当すると思われる。
計画変更に対する農業委員会の意見	事業目的や事業内容に適合する土地を選定したが代替する土地がなく、申請地でなければ事業目的を達成することが困難であることが選定理由書により示されており、止むを得ない。 申請地の周辺には農地が存在しているが、雨水は申請地内に新設される側溝を経由し、西側の県道側溝へ放流する計画のため、農地の集団化・農業上の利用及び農地の集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。 また、農用地区域内から除外された後は、農地として利用されないため地域計画からの除外することに支障ないと考ええる。

* 農地区分、転用許可の見込みについては「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け通知)第2の1(立地基準)による。

J A 伊 営 振 発 第 8 号
令 和 8 年 4 月 28 日

伊 万 里 市 長 深 浦 弘 信 様

伊 万 里 市 農 業 協 同 組 合
代 表 理 事 組 合 長 田 代 直 樹

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び
「地域計画の変更」に対する意見について（回答）

令和 8 年 4 月 21 日付、伊農振第 49 号で照会がありました標記の件について
下記のとおり回答します。

記

[意見について]

意見なし。



伊農整第100号
令和8年5月1日

農業振興課長 土井 清隆 様

農山漁村整備課長 前田 政和

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び
「地域計画の変更」に対する意見について（回答）

令和8年4月21日付け伊農振第49号で照会があった標記の件について下記のとおり回答します。

記

- 1 意見
意見なし。（多面的機能支払交付金事業の対象農用地ではない）
- 2 対象地
別紙一覧表のとおり



1. 農用地区域から除外

[illegible]

2. 農用地区域へ編入

[illegible]

3. 用途区分の変更

[illegible]

4. 地域計画から除外

[illegible]

5. 地域計画へ編入

[illegible]

(ア) 変更目的及び理由

が系統用蓄電所を設置するため。

(イ) 変更する土地(除外)

町名・大字	字	地番	用途区分	生産状況	面積	農地区分	備考
山代町久原	字下場	2842番1	田	休耕中	730.20	第3種農地	1,610㎡のうち730.20㎡
合計					730.20		

(ウ) 変更する土地の土地改良事業の概要、面工事施工年度

完了事業の概要(着工済のものを含む)					予定する事業		
事業の種類	着工年度	完了年度	事業受益面積	当該農用地区域 関係面積	事業の 種類	着工 年度	事業受益 面積
該当なし			ha	㎡			

※ 完了公告日は、土地改良事業の工事完了公告がされた日であり、8年経過の算定基準となる。
ただし、工事完了公告において工事完了日が記載されている場合は、その工事完了日を8年経過の算定基準とすることが可能となる。

※ 掲載する事業は、以下のとおりとする。

- ・ 面工事業(農振法施行規則第4条の3第1号のロからニ)
- ・ 農業水利事業、暗渠排水事業等(農振法施行規則第4条の3第1号のイ及びホ)
のうち事業実施中もしくは完了後8年未経過のもの

(エ) 意見等(軽微な変更で行う場合は法律上不要のため省略化)

① 市の意見

農振6要件及び転用許可基準を満たしているので、やむを得ない。

② 農業委員会の意見

別紙のとおり

③ 土地改良区の意見及び処置状況

土地改良区なし

④ 農業協同組合の意見

別紙のとおり

⑤ 農振除外6要件の検討

別紙のとおり

⑥ その他

特になし

(オ) 多面的機能支払交付金の実施の有無

無

(カ) 中山間地域等直接支払交付金の実施の有無

無

(キ) 上記、(オ)、(カ)の他、国・県から補助金交付を受けた受益地(処分制限期間中)の該当の有無

無

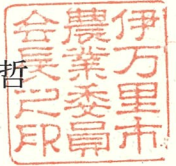
【有の場合】

(事業名: 事業 実施年度 年度)

伊 農 委 第 21 号
令 和 8 年 5 月 8 日

伊万里市長 深浦弘信 様

伊万里市農業委員会
会 長 西 山 哲



「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」
に対する意見について（回答）

令和8年4月21日付け伊農振第49号で照会がありました標記の件について、別紙のとおり回答します。



「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」及び「地域計画の変更」に対する意見
について(回答)

伊万里市農業委員会

申 請 者	
申請地	山代町久原字下場2842番1 の一部
申請地の状況	申請地は 山代町久原 に位置している。
変 更 目 的	系統用蓄電池
申 請 内 容	農振除外
農地区分について	申請地は、農地区分要件「第2の1の(1)のアの(ア)市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当する農地である。 農用地区域から除外された場合、MR久原駅から300m以内に存在するため、農地区分要件「第2の1の(1)のエの(ア)のaの(b)の i 鉄道の駅、船舶の発着場から概ね300m以内に該当する第3種農地である。
転用許可の見込みについて	転用の目的は系統用蓄電池であり、周辺の農地等に係る営農条件への支障がないと判断できれば、第3種農地の許可基準「第2の1の(1)のエの(イ)許可し得る」に該当すると思われる。
計画変更に対する 農業委員会の意見	申請地の周辺には農地が存在しているが、雨水は市道側溝へ排水する計画のため、農地の集団化・農業上の利用及び農地の集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

* 農地区分、転用許可の見込みについては「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け通知)第2の1(立地基準)による。

J A 伊 営 振 発 第 8 号

令 和 8 年 4 月 28 日

伊 万 里 市 長 深 浦 弘 信 様

伊 万 里 市 農 業 協 同 組 合

代 表 理 事 組 合 長 田 代 直 樹

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び
「地域計画の変更」に対する意見について（回答）

令和 8 年 4 月 21 日付、伊農振第 49 号で照会がありました標記の件について
下記のとおり回答します。

記

[意見について]

意見なし。



伊農整第100号
令和8年5月1日

農業振興課長 土井 清隆 様

農山漁村整備課長 前田 政和

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び
「地域計画の変更」に対する意見について（回答）

令和8年4月21日付け伊農振第49号で照会があった標記の件について下記のとおり回答します。

記

- 1 意見
意見なし。（多面的機能支払交付金事業の対象農用地ではない）
- 2 対象地
別紙一覧表のとおり



1. 農用地区域から除外

[illegible]

2. 農用地区域へ編入

[illegible]

3. 用途区分の変更

[illegible]

4. 地域計画から除外

[illegible]

5. 地域計画へ編入

[illegible]

(ア) 変更目的及び理由

が携帯電話無線基地局を建設するため。

(イ) 変更する土地(除外)

町名・大字	字	地番	用途区分	生産状況	面積	農地区分	備考
黒川町横野	横野	638番	田	耕作中	4.84	第2種農地	646㎡のうち4.84㎡
合計					4.84		

(ウ) 変更する土地の土地改良事業の概要、面工事施工年度

完了事業の概要(着工済のものを含む)					予定する事業		
事業の種類	着工年度	完了年度	事業受益面積	当該農用地区域 関係面積	事業の 種類	着工 年度	事業受益 面積
該当なし			ha	㎡			

※ 完了公告日は、土地改良事業の工事完了公告がされた日であり、8年経過の算定基準となる。
ただし、工事完了公告において工事完了日が記載されている場合は、その工事完了日を8年経過の算定基準とすることが可能となる。

※ 掲載する事業は、以下のとおりとする。

- ・ 面工事業(農振法施行規則第4条の3第1号のロからニ)
- ・ 農業水利事業、暗渠排水事業等(農振法施行規則第4条の3第1号のイ及びホ)
のうち事業実施中もしくは完了後8年未経過のもの

(エ) 意見等(軽微な変更で行う場合は法律上不要のため省略化)

- ① 市の意見
農振6要件の検討及び転用許可の必要がない事業のため、やむを得ない。
- ② 農業委員会の意見
別紙のとおり
- ③ 土地改良区の意見及び処置状況
土地改良区なし
- ④ 農業協同組合の意見
別紙のとおり
- ⑤ 農振除外6要件の検討
別紙のとおり
- ⑥ その他
特になし

(オ) 多面的機能支払交付金の実施の有無
有

(カ) 中山間地域等直接支払交付金の実施の有無
有

(キ) 上記、(オ)、(カ)の他、国・県から補助金交付を受けた受益地(処分制限期間中)の該当の有無
無

【有の場合】

(事業名: 事業 実施年度 年度)

伊農委第173号
令和8年1月6日

伊万里市長 深浦弘信 様

伊万里市農業委員会
会長 西山



「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」及び
「地域計画の変更」に対する意見について（回答）

令和7年12月23日付け伊農振第422号で照会がありました標記の件に
ついて、別紙のとおり回答します。



「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更申請書」及び「地域計画の変更」
に対する意見について(回答)

伊万里市農業委員会

申 請 者	
申請地	黒川町横野字横野638番
申請地の状況	申請地は 黒川町横野 に位置している。
変 更 目 的	携帯電話無線基地局建設
申 請 内 容	農用地区域からの除外、地域計画からの除外
農地区分について	申請地は、農地区分要件「第2の1の(1)のアの(ア)市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当する農地である。 農用地区域から除外された場合、特定土地改良事業等の施行に係る区域内ではなく、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内でもないため、農地区分要件「第2の1の(1)のカの(ア)中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当する第2種農地である。
転用許可の見込みについて	転用の目的は携帯電話基地局の新設であり、転用業者が認定電気通信事業者であれば、農地法施行規則第53条第1項第14号に規定する「認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系(その支持物を含む。)若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するために農地法第3条第1項の権利を取得する場合」に該当するため、農地転用の許可は不要である。
農用地利用計画変更及び地域計画の変更に対する農業委員会の意見	申請地の周辺には農地が存在しているが、雨水は地下浸透のため、農地の集団化・農業上の利用及び農地の集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。 農用地区域内から除外された後は、農地として利用されないため地域計画から除外することに支障ないと考ええる。

* 農地区分、転用許可の見込みについては「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け通知)第2の1(立地基準)による。

J A 伊 営 振 発 第 69 号
令和 7 年 12 月 29 日

伊 万 里 市 長 深 浦 弘 信 様

伊 万 里 市 農 業 協 同 組 合
代 表 理 事 組 合 長 田 代 直 樹

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び
「地域計画の変更」に対する意見について（回答）

令和 7 年 12 月 23 日付、伊農振第 422 号で照会がありました標記の件について
下記のとおり回答します。

記

[申請に対する意見について]

申請農地は、当組合において申請目的以外の事業計画はなく、日照や水質等
他の農地に影響を及ぼさないよう農地法その他関係法令を遵守される限りにお
いて、やむを得ないと思われます。



伊農整第439号
令和8年1月9日

農業振興課長 土井 清隆 様

農山漁村整備課長 前田 政和

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び
「地域計画の変更」に対する意見について（回答）

令和7年12月23日付け伊農振第422号で照会があった標記の件について下記
のとおり回答します。

記

1 意見

多面的機能支払交付金事業の対象農用地に含まれるため、事業計画の変更申請を行
う必要がある旨を申請者へ周知してください。

2 対象地

別紙一覧表のとおり



1 農用地区域から除外

[illegible]

2 農用地区域へ編入

[illegible]

3. 用途区分の変更

[illegible]

4. 地域計画から除外

[illegible]

5. 地域計画へ編入

[illegible]